

☆河内へ移住する方へ☆

河内町へ移住+住宅を取得した場合

最大

180万円を+α補助します！



移住支援金

河内町へ移住した方で右記の要件に該当すれば、次の金額を補助します（※予算には限りがあります）。

単身者 60万円

2人以上世帯

基礎額 100万円



18歳未満のお子さん1人当たり
100万円

①直近1年以上東京23区に在住又は東京圏から東京23区へ通勤

※東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（条件不利地域を除く）

②過去10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住または東京圏から東京23区へ通勤等

申請者を含むすべての世帯員が55歳未満で、
アに該当し、かつ、イまたはウに該当
ア 申請日の年度を含め、直近3年間で河内町へのふるさと納税の寄付実績がある者
イ 県内農林水産業（事業に限る）へ就業、または、承継した者
ウ 河内町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者

※移住前の相談が必要ですので、まずは、生活環境課へご連絡ください。

さらに・・・！

河内町定住促進事業

河内町で住宅を新築又は購入された場合、次の金額を補助します（※予算には限りがあります）。

最大
80万円

※転入者要件に該当しない場合は、最大50万円

新築 30万円 中古 20万円

各種要件 申請者若しくはその配偶者が45歳未満
申請日に中学生以下の子がいる
(各10万円) 世帯員が2名以上 など

転入者の方 30万円

対象となる住宅

- 1)申請者自らが居住している住宅であること
- 2)玄関・台所・トイレ・浴室を備えた40㎡以上の居宅であること
- 3)新築住宅については取得費用が1000万円以上、中古住宅については300万円以上のものであること
- 4)取得した住宅が申請者名義で登記されていること
- 5)3親等以内の親族から譲り受けた住宅でないこと

対象者の条件

- 1)河内町の住民基本台帳に記載されていること
- 2)住宅の所有者であること
- 3)町税等に滞納がないこと
- 4)過去にこの補助金を受けていないこと
- 5)世帯員に暴力団員がいないこと(本人申出)

※ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



茨城県河内町
Kawachi Town

【お問い合わせ先】茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
河内町生活環境課 Tel0297-84-2111(代)
kankyou@town.ibaraki-kawachi.lg.jp